大網白里市避難所運営マニュアル
（概要版）

平成 30 年 3 月

はじめに

1　本マニュアルは、市職員などの行政職員だけでなく、避難所となる施設の管理者、区・自治会、自主防災組織の役員など、災害時に避難所の運営に関わる人々を対象としています。

2　本マニュアルは、避難所を運営するための標準的な事項をまとめたものです。
　各地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加・修正してください。

3　本マニュアルは、本編、避難所運営委員会及び各運営班の業務、様式集とセットで使います。

避難所を運営するための4つの基本方針

1.地域の人々の安全を確保し、生活を再建するために
地域の防災拠点として機能することをめざします。

2.避難所は、地域の**ライフラインが復旧する頃まで設置**します。
また、応急仮設住宅などの受入れ態勢が整うまで運営します。

3.避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の**自主運営**を原則とします。

4.避難所の**後方支援は、市災害対策本部**が行います。

避難所の開設から撤収までの流れ

避難行動

初動期（災害発生当日）

災害発生

避難

指定緊急避難場所

避難した人の確認
けが人等の応急処置
要配慮者等の安否確認
状況確認後
　　避難所又は自宅に

移動

避難所の開設準備

建物の安全確認（p7）
施設内の設備の点検（p8）
施設管理者との
　　打ち合わせ（p9, 10）
避難所運営場所の指定（p11）
避難者受入れ場所の指定（p12）

避難所の開設

避難者の受付（p13）
利用者の組分け（p14）
市災害対策本部への連絡（p15）
情報収集・伝達手段の確保（p15）
備蓄物資の確認・配給（p16）
安全対策（p17）

避難所以外の場所に滞在する人

避難所
　利用者登録（p13）
利用者の
　組分け（p14）

避難所の運営

避難所の運営業務（p19）
組代表者（組長）の選出（p20）
避難所運営委員会の設置（p21）
各運営班の設置（p23）

避難所以外の場所に滞在する人

組代表者（組長）
　　の選出（p20）
避難所運営委員会
　　への参画（p21）

避難所の運営

避難所運営業務
　　の継続（p25）
集約・統合・閉鎖
　　の準備（p25）

撤収期の対応

避難所の統合・閉鎖に向けた準備（p27）
統合・閉鎖に向けた説明会の開催（p27）
避難所の閉鎖準備（p27）
避難所の閉鎖（p27）

撤収期（ライフライン回復期）

安定期（1週間目～3週間程度）

展開期（2日目～1週間程度）

避難所運営委員会組織イメージ図

避難所運営委員会

施設管理者	
任　務	避難所施設の管理運営
氏　名	

市配備職員	
任　務	避難所情報の収集・連絡、市災害対策本部との連絡・調整等
氏　名	

会　長	
任　務	避難所運営の統括
氏　名	

副　会　長	
任　務	会長の補佐
氏　名	

運　営　班							
班	総　務　班	情　報　班	施設管理班	食糧・物資班	保健・衛生班	要配慮者班	支援渉外班
主な業務	○総合受付 ○利用者名簿の作成管理 ○安否確認への対応 ○問い合わせ・取材への対応等	○避難所内外の情報収集・伝達・発信 ○情報掲示板の管理	○避難所のレイアウト作成 ○施設･設備の点検･故障対応 ○防火・防犯対策	○食料・物資の調達、受入、管理、配給 ○炊き出し等	○衛生管理（トイレ、ごみ、風呂、ペット） ○健康管理	○要配慮者の支援・対策	○ボランティアの受入・管理
班長							
班員							

組（利用者）	
１組長	
２組長	
３組長	
４組長	
５組長	

避難所運営委員会及び各運営班の役割

災害発生

初動期

区・自治会、自主防災組織の役員、民生委員等は施設管理者や行政と協力して避難所を開設する。

- 避難所運営委員会の立ち上げ
- 避難者の受付
- 施設の安全点検
- 避難スペースの確保
- 備蓄物資の確認
- 備蓄物資の配分
- トイレの設置
- 使用法の周知
- 配慮が必要な人の情報把握

	避難所運営委員会	総務班	情報班	施設管理班	食料・物資班	保健・衛生	要配慮者班	支援渉外班
24時間 展開期	定例会議の開催	総合受付 入・退所の手続き 苦情・相談・要望 宅配・郵便 支援の受入れ 利用者の把握 安否確認の対応 電話・来客対応 取材対応 避難所運営日誌 市災害本部への連絡	機材の確保 情報収集 避難所外被災者の把握 情報の伝達 掲示板の管理 要配慮者への情報伝達	施設・設備の点検 使用する部屋の指定、標示 生活場所の確保 プライバシーの確保 照明・消灯 飲酒・喫煙 見回り・夜間の当直 防火・防犯	事前確認 必要数・個別対応が必要な人等 配給等に必要な場所の確保 調達 受け取り 保管 配給 避難所外被災者への配給 炊き出し	トイレの防疫 トイレの清掃 ごみ 生活用水 衛生管理 医療救護 健康管理 こころのケア ペットの受入れ	要配慮者の把握 相談コーナーの設置 定期巡回 情報の共有 情報提供 福祉避難室等の運用 食料・物資等の個別対応 福祉避難所、医療機関との連携 専門家の派遣要請	ボランティアの受入れ
1週間 安定期	運営体制の見直し	ルールの見直し 各種イベントの企画・実施	情報収集・提供 各種支援窓口の設置調整		長期化に伴う必要物資の確保			
3週間 ライフライン回復時 撤収期								

参考
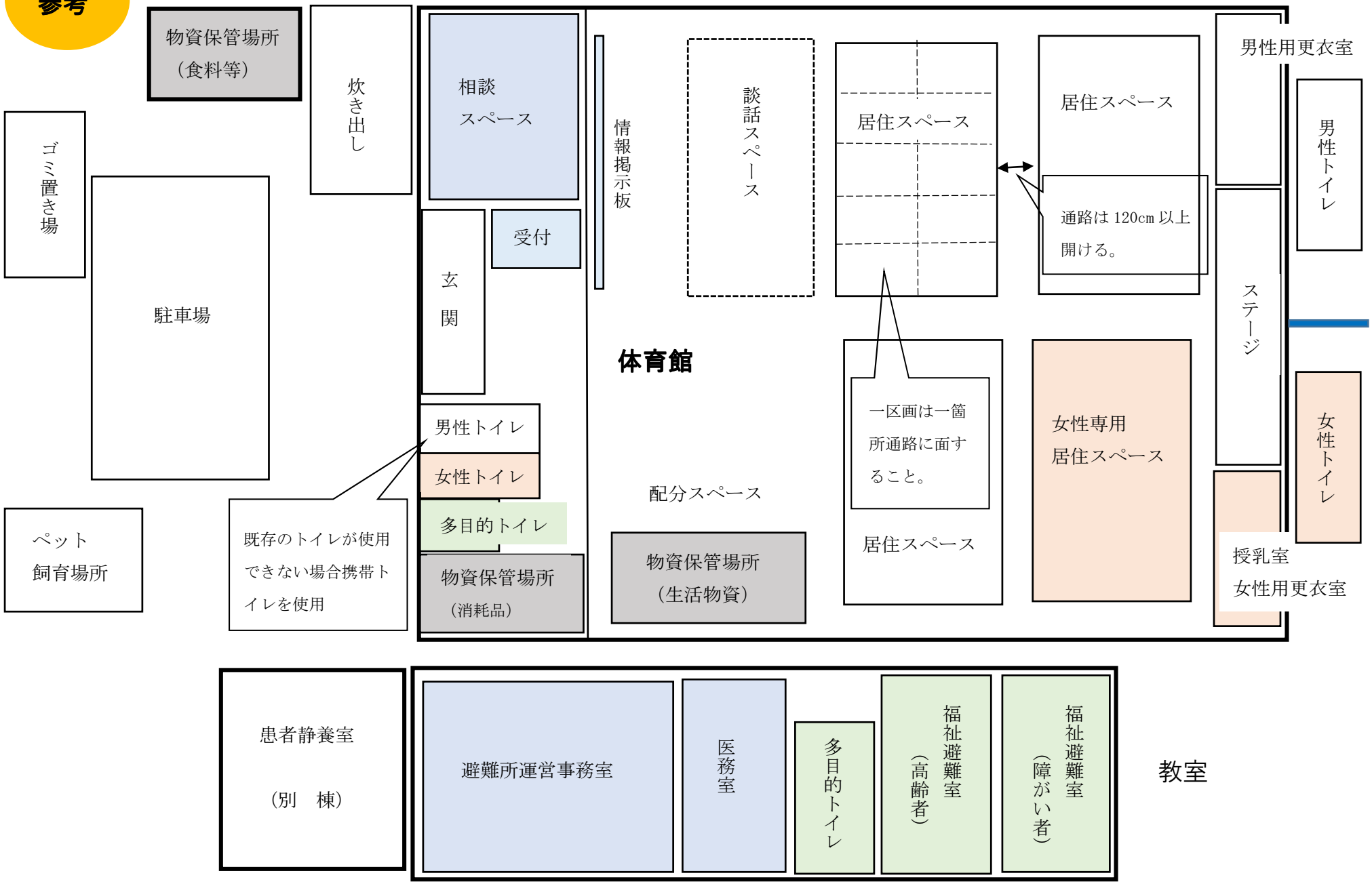
避難所レイアウト（一例）